第一 目的

こと。 品 ため に 1 健全な経済の発展を図り 由 この 産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、 の措置を講ずることにより、 来する環境 法律 は、 へ の 環境と調和のとれた食料システ 負荷の低減を図るために行う事 `ながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与することを目的とする 環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、 ک 0 業活動を促進するため 確立に関する基本理念等を定めるとともに、 の措置及びその もって農林漁業及び食 環境 基盤を確 への負荷の少な (第 農林 条関係 立する 漁業

弗二 定義

「食料システム」とは、 農林水産物等 (農林水産物及び食品 (全ての飲食物のうち医薬品、 医療機器

等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品等以外の Ł 0 をいう

の生産から消費に至る各段階

 \mathcal{O}

関係者が有機的に連携することに

より、 全体として機能を発揮する一連の活動 の総体をいうものとすること。

以下同じ。

をいう。

以下同じ。)

「環境と調和のとれた食料システム」とは、 農林水産物等の生産等(生産、 製造、 加工及び流通 **(輸**

送、 保管、 販売その他の取扱いの過程をいう。 以下同じ。)をいう。 以下同じ。)の過程にお いて環境

0) 負荷 \mathcal{O} 低減が図 られ、 か つ、 当該農林水産物等の流通及び消費が広く行われる食料システ ムをいう

ものとすること。

三 「農林漁業者」とは、 農業者、 林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体(これらの者が

主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。)をいうものとすること。

匹 環境負荷低減事業活動」とは、 農林漁業者が、 当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資

するよう、 農林漁業に由来する環境 の負荷 (以 下 「環境負荷」という。 の低減を図るために行う次

に掲げる事業活動等をいうものとすること。

 $\left(\begin{array}{c} \\ \end{array} \right)$ 堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び

農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動

二 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動

五. 「基盤確立事業」 とは、 環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う次に掲げ

る事業をいうものとすること。

- (--) 先端 的な技術 に関する研究開 発等又は 新 品種の育成に関する事業
- $(\underline{})$ 環境 負荷 の低減に資する資材又は機 械 (類等の 生産及び販売に関する事 業
- 三 環境負荷の低減に資する機械類等の使用に関する事業
- (四) 環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物をその不可欠な原材料として

用 いて行う新商品の開発等又は当該農林水産物の流通の合理化に関する事業

第三 基本理念

環境 と調 和 のとれた食料システムは、 気候の変動、 生物 の多様性 の低下等、 食料システムを取 り巻く

環境が変化する中で、 将来にわたり農林漁業及び食品 産業の持続的 な発展並びに国民に対する食料 \mathcal{O} 安

定供給 の確保を図るためには、 農林水産物等の生産等の各段階において環境への負荷 の低減に取 り組 む

ことが重要であることを踏まえ、 環境と調和のとれた食料システムに対する農林漁業者、 食品 産業の 事

業者、 消費者その 他 の食料システ 7 0 関係者の理解の下に、 これらの者が連携することにより、 その確

立が図られなければならないものとすること。

環境と調和のとれた食料システムの確立に当たっては、 環境への負荷の低減と生産性の向上との両立

が不可欠であることを踏まえ、 その実現に資する技術 の研究開発及び活用の推進並びに農林水産物等の

円滑 な流 通 \mathcal{O} 確保が図られなければならない ものとすること。

(第三条関係)

第四 国の責務等

国は、 基本理念にのっとり、 環境と調和のとれた食料システムの確立を図る上で必要な施策を総合的

に策定し、及び実施する責務を有するものとすること。

地方公共団体は、 基本理念にのっとり、 環境と調和のとれた食料システムの確立に関 l 国との適切

な役割分担を踏まえて、 その地 方公共団体 \mathcal{O} 区 .域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定

及び実施する責務を有するものとすること。

農林漁業者、 食品産業の事業者その他の食料システムに関連する事業を行う者は、 基本理念にのっと

り、 環境と調和のとれた食料システムに対する理解と関心を深め、 農林水産物等の生産等の 過程にお 1

て、 環 境 0) 負荷 の低減に資するため の生産等の方式の導入、 資材及び原材料の 調達、 農林水産物等の

流通の確保その他の取組を行うよう努めなければならないものとすること。

匹 消費者は、 基本理念にのっとり、 環境と調和のとれた食料システムに対する理解と関心を深め、 環境

の負荷の低減に資する農林水産物等を選択するよう努めなければならないものとすること。

(第四条から第六条まで関係)

第五 国が講ずべき施策

国は、 食料システムの関係者の理解の増進、 環境と調和のとれた食料システムの確立に資する技術の研

究開発及び普及の促進、 環境 への負荷の低減に資する生産活動の促進、 環境への負荷の低減に資する原材

料の利品 用 の促進、 環境 、の負荷の の低減に資する農林水産物等の流通の合理化の促進、 環境 0 負荷 の低減

に資する農林水産物等の 消費の 促進等 のために必要な措置を講ずるものとすること。

(第七条から第十四条まで関係)

第六 環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針等

農林水産大臣は、 環境負荷低減事業活動 の促進及びその基盤 の確立に関する基本的な方針 (以下「基

本方針」という。) を定めるものとし、 基本方針には、 次に掲げる事項等を定めるものとすること。

○ 環境負荷低減事業活動の促進の意義及び目標に関する事項

- □ 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的な事項
- $(\overline{\underline{}})$ 特定 環 境負荷低減事業活 動 (集団 又は相当規模で行われることにより地域における環境負荷の

低

減

0)

効

深果を:

高

 \Diamond

る

ŧ

<u>0</u>

とし

て農林水産

一省令で定め

る環境

負荷低

減

事

業

活

動

を

いう。

以 下

同

- \mathcal{O} 促 進 を図る 区域 (以 下 「特定区 域」という。) の設定に関する基本 的 な事 項
- 四 基盤確立事業の実施に関する基本的な事項

(第十五条関係)

自然的経済的社会的諸条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村及び当該市

関する基本的 な計 画 (以下 「基本計画」 という。 を作成し、 農林水産大臣 に協 議 Ļ その 同 |意を求、

ることができるものとすること。

村

の区域をその区域に含む都道府県は、

共 同

して、

基本方針に基づき、

環境負荷低減事

業活動

 \mathcal{O}

促進に

(第十六条及び第十七条関係)

- \equiv 農林水産大臣は、 市町村及び都道府県に対し、 同意をした基本計画 (以下「同意基本計画」という。
- の進捗及び実施の状況について報告を求めることができるものとすること。
- 第七 環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施 計 画 . の認: 定等
- 同 意基本計画を作成した市 町村の区域において環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者は

環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、当該区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することが

できるものとすること。

同意基本計画に定められた特定区域において特定環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者は

特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、 当該特定区域を管轄する都道府県知事の認定を申請す

ることができるものとすること。

環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画には、 環境負荷の低減に関す

る目標、 環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の内容等を記載しなければならないもの

とすること。

兀 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画には、 認定を受けようとする

農林漁業者以外の者が行う次に掲げる措置に関する事項を含めることができるものとすること。

 $\left(\longrightarrow \right)$ 環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行うために不可欠な資材等の提供に関する

措置

 $(\underline{})$ 環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な

原材料として用いて行う食品の製造若しくは加工又は当該農林水産物及び当該食品の付加価値の向上

に資する流通に関する措置

五. 都道府県知事は、 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画が同意基本

計画に適合するものである等と認めるときは、その認定をするものとすること。

(第十九条から第二十二条まで関係)

第八 認定計画に係る支援措置

一 農業改良資金融通法等の特例

 $\left(\longrightarrow \right)$ 認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画 (以下「認定

計画」という。)に従って行われる環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動 (以 下

定事業活動」という。)に農業改良資金融通法に規定する農業改良措置が含まれる場合には、当該認

定計画に係る認定があったことをもって、同法の認定があったものとみなし、この場合における農業

改良資金の償還期限は、十二年以内とすること。

認定事業活動に林業 ・木材産業改善資金助成法に規定する林業・木材産業改善措置が含まれる場合

には、 当該認定計画に係る認定があったことをもって、同法の認定があったものとみなし、この場合

における林業・木材産業改善資金の償還期間は、 十二年以内とすること。

 $(\underline{\underline{-}})$

計 画に係る認定があったことをもって、 同法の認定があったものとみなし、この場合における経営等

認定事業活動に沿岸漁業改善資金助成法に規定する経営等改善措置が含まれる場合には、

当該認定

改善資金の償還期間は、十二年以内とすること。

(四) 認定事業活動に処理高度化施設の整備が含まれる場合には、 当該処理高度化施設の整備を行う者を

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の認定を受けた者とみなして、

同法の株式

会社日本政策金融公庫の資金の貸付けに関する規定を適用するものとすること。

(五) 認定事業活動に第七の四の者が行う食品等の流通の合理化が含まれる場合には、 その者を食品等の

流 通の合理化及び取引の適正化に関する法律(以下「食品等流通法」という。)に規定する認定事業

者とみなして、 食品等流通法の株式会社日本政策金融公庫の資金の貸付けに関する規定を適用するも

のとすること。

(第二十三条から第二十七条まで関係)

農地法等の特例

 $\left(\longrightarrow \right)$ とみなし、 という。)に従って農地を農地以外のものにする場合には農地法第四条第一項の許可が 認定を受けた特定環境負荷低減事業活動実施計画 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外の (以下「認定特定環境負荷低減事業活動実施計画 ものにするため所有権等を取得する場合 あっ たもの

には同法第五条第

項の許可があったものとみなすものとすること。

- $(\underline{\underline{-}})$ 整備するために行う行為については、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第九条の規定は、 しないものとすること。 認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って集約酪農地域の区域内にある草地において施設を 認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って特定環境負荷低減事業活動 (補助金等交付財産 適用
- 補 境負荷低減事業活動実施計画に係る認定があったことをもって、同条に規定する各省各庁の長の承認 に規定する財産をいう。以下同じ。)の活用を含むものに限る。)を行う場合には、 助金等に係る予算の執行 の適正化に関する法律 (以 下 「補助金等適正化法」という。)第二十二条 当該認定特定環

第九 有機農業を促進するための栽培管理に関する協定に係る措置

が

あったものとみなすものとすること。

(第二十八条から第三十条まで関係)

機農業を促進するための栽培管理に関する協定(以下「協定」という。)を締結することができるもの 域が二以 使用及び収益を目的とする権利を有する者(以下「農用地 1 て特定環境負荷低減事業活動として行わ 同意基本計画に定められた特定区域内にある相当規模の一団の農用地について所有権等又はその他の Ĺ $\overline{\mathcal{O}}$ 市 町 村の区域にわたる場合にあっては、 れる有機農業の 都道府県知事。 生産団地を形成するため、 所有者等」という。)は、 以下同じ。 0) 認 市 当該特定区域 町 可を受けて、 村 長 協 にお 定区 有

る農用地所有者等になった者に対しても、 協定については、 市 町 村長による認可の公告の 協定区域内の農用地に係る農用地所有者等の全員 あ 0 た協定は、 その効力があるものとすること。 その公告のあ った後に の合意がなければならないものと おいて協定区域内 の農用 地 に係

協定には、

協定区域、

栽培の管理に関する事項等を定めるものとすること。

使用及び収益を目的とする権利等を有する者の全員の同意を得て、 て定めるべきことを要請することができるものとすること。 認可を受けた協定に係る協定区域内の一団の農用地の所有者は、 (第三十一条から第三十八条まで関係) 当該農用地の区域を農用 市町村に対し、 当該農用地について 地 区域とし

第十 基盤確立事業実施計画の認定等

基盤確立事業を行おうとする者は、基盤確立事業実施計画を作成し、主務大臣の認定を申請すること

ができるものとし、 基盤確立事業実施計画には、 基盤確立事業による環境負荷の低減の効果の増進等に

関する目標、 基盤確立事業の内容等を記載しなければならないものとすること。

主務大臣 に 基盤確立事業実施計画が基本方針に照らし適切なものである等と認めるときは、 その認

定をするものとすること。

(第三十九条及び第四十条関係)

第十一 認定基盤確立事業実施計画に係る支援措置

認定を受けた基盤確立事業実施計画 (以下「認定基盤確立事業実施計画」という。) に従って行われ

る基盤 確立 事業 (以 下 「認定基盤 確立事業」という。) に食品等の流通 の合理化が含まれる場合には、

当該 食品等の流通の合理化を行う者を食品等流通法に規定する認定事業者とみなして、 食品等流通法の

株式会社日本政策金融公庫の資金の貸付けに関する規定を適用するものとすること。

認定基盤確立事業の成果に係る種苗法の規定による品種登録出願等について、

出願

料等を軽減し、又は免除することができるものとすること。

農林水産大臣は、

三 認定基盤確立事業実施計画に従って農地を農地以外のものにする場合には農地法第四条第一 項の許可

があったものとみなし、農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするため所有権等を取

得する場合には同法第五条第一項の許可があったものとみなすものとすること。

匹 認定基 一盤確立 事業実施計画に従って基盤確立事業 (補助金等交付財産の活用を含むものに限る。 を

行う場合には、 当該認定基盤確立事業実施計画に係る認定があったことをもって、 補助金等適正化法第

二十二条に規定する各省各庁の長の承認があったものとみなすものとすること。

(第四十一条から第四十四条まで関係)

第十二 雑則等

国及び地方公共団体は、 この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、 指導、 資 金 一の融る 通

0 あっせん、 経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとすること。

こと。 (第四十五条関係)

認定計画及び認定基盤確立事業実施計画の実施状況に係る報告徴収及び報告義務違反に対する罰則に

ついて必要な規定を設けること。

(第四十六条及び第五十一条関係)

三 この法律における主務大臣、 権限の委任、 事務の区分等について規定すること。

(第四十七条から第五十条まで関係)

この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。

(附則第一条関係)

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律を廃止し、 所要の経過措置を設けること。

(附則第二条から第五条まで関係)

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認める

ときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

(附則第六条関係)

この法律の施行に関し、 関係法律の規定の整備を行うこと。

兀

(附則第七条から第九条まで関係)